

違法駐車車両を移動した場合に運転者等又は所有者等が納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年5月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第29号

違法駐車車両を移動した場合に運転者等又は所有者等が納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両を移動した場合に運転者等又は所有者等が納付すべき負担金の額を定める規則(平成12年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。

本則中「第51条第14項(同条第21項)」を「第51条第15項(同条第22項)」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、本則第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

交通指導課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年5月29日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7条の2」を「第7条」に改める。

第7条の2を削る。

第32条の見出し中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に

長野県告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年5月29日

長野県知事 村井 仁

改め、同条中「に係る」を「及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路に係る」に改める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

交通指導課

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年5月29日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第6号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

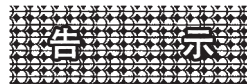
給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の県立病院の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第356号

平成20年6月19日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成20年5月29日

長野県知事 村井 仁

財 政 課

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
こまつ薬局	松本市北深志1-7-3	平成20年3月28日
徳永医院	飯田市八幡町2085番地	平成20年4月30日
赤野薬局榑川店	塩尻市大字木曾平沢1471番地7	平成19年11月30日
相馬医院	佐久市野沢194-7	平成20年3月31日

地域福祉課

長野県告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療扶助のための医療を担当する機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関として指定しました。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかむらクリニック	松本市征矢野二丁目14番地15号	平成20年4月10日
長谷川ペインクリニック	松本市深志1-5-8 深志ビル5階	平成20年4月1日
こまつ薬局	松本市渚1-7-38	平成20年3月29日
ひかり薬局	上田市古安曾1876-4	平成20年2月24日
柴田歯科医院	飯田市伝馬町2-4	平成20年4月1日
高林内科呼吸器科クリニック	諏訪市湖岸通り1-13-11	平成20年4月17日
城の前くるみ薬局	東御市田中城之前705-1	平成20年4月3日
諏訪スター薬局	諏訪市湖岸通り156-15	平成20年4月11日
村山ぐりーん歯科	須坂市大字高梨401-7	平成20年4月25日
長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生総合病院附属美里診療所	小諸市大字耳取字五ヶ城1003-1	平成20年4月1日
滝小児科医院	伊那市伊那5753-3	平成20年4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院附属みず診療所	伊那市美篤7793番地1	平成20年4月1日
西町土屋薬局	伊那市伊那5138-20	平成20年4月1日
中高医師会休日診療所	中野市西1丁目1番7号	平成20年1月1日
赤野薬局	塩尻市大字木曾平沢1471番地7	平成19年12月1日
とも泌尿器科クリニック	千曲市磯部852	平成20年4月1日
相馬医院	佐久市野沢194-7	平成20年4月1日

地域福祉課

長野県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する第49条の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者として指定しました。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 住 所	指 定 年 月 日
石 田 国 博	相良接骨院	駒ヶ根市赤穂14-2048	平成20年4月7日

地域福祉課

長野県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松川インター大鹿線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡中川村大草7314番の5地先から 上伊那郡中川村大草7309番の2地先まで	旧	6.0~13.6 m	0.0624 km
上伊那郡中川村大草7314番の5地先から 上伊那郡中川村大草7309番の2地先まで	新	6.0~13.6	0.0624
同 上		6.0~16.0	0.0564

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 米川飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市駄科524番の1地先から 飯田市駄科595番の20地先まで	旧	6.4~12.0 m	0.0435 km
同 上	新	6.4~12.6	0.0435

道路管理課

長野県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 路線名 松川インター大鹿線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草7314番の5地先から
上伊那郡中川村大草7309番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年5月29日
- 2 (1) 路線名 米川飯田線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市駄科524番の1地先から
飯田市駄科595番の20地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年5月29日

道路管理課

長野県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年6月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 飯山新井線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字常盤字北山根691番の1地先から
飯山市大字常盤字北長峰95番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年5月30日

道路管理課

長野県告示第363号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年5月12日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名 (名 称)	住 所	売りさばき場所
新	北信州みゆき農業協同組合中部支所	飯山市大字飯山1115番地イ号	飯山市大字飯山1115番地イ号
旧	北信州みゆき農業協同組合飯山支所		
新	北信州みゆき農業協同組合秋津出張所	飯山市大字静岡2598番地の1	飯山市大字静岡2598番地の1
旧	北信州みゆき農業協同組合秋津支所		
新	北信州みゆき農業協同組合木島出張所	飯山市大字野坂田280番地	飯山市大字野坂田280番地
旧	北信州みゆき農業協同組合木島支所		
新	北信州みゆき農業協同組合柳原出張所	飯山市大字旭250番地	飯山市大字旭250番地
旧	北信州みゆき農業協同組合旭町支所		
新	北信州みゆき農業協同組合太田出張所	飯山市大字常郷28番地の1	飯山市大字常郷28番地の1
旧	北信州みゆき農業協同組合太田支所		
新	北信州みゆき農業協同組合東部支所	下高井郡木島平村大字往郷912番地2	下高井郡木島平村大字往郷912番地2
旧	北信州みゆき農業協同組合木島平支所		
新	北信州みゆき農業協同組合北部支所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9759番地1号地	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9759番地1号地
旧	北信州みゆき農業協同組合野沢温泉支所		

会 計 課

新	北信州みゆき農業協同組合栄出張所	下水内郡栄村大字塚1190番地2	下水内郡栄村大字塚1190番地2
旧	北信州みゆき農業協同組合栄支所		
新	北信州みゆき農業協同組合南部支所	中野市大字豊津20番地	中野市大字豊津20番地
旧	北信州みゆき農業協同組合豊田支所		

長野県告示第364号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年5月12日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名 (名 称)	住 所	売りさばき場所
新	北信州みゆき農業協同組合西部支所	飯山市大字常盤7410番地	飯山市大字常盤7410番地
旧	北信州みゆき農業協同組合常盤支所	飯山市大字常盤1496番地	飯山市大字常盤1496番地

会 計 課

長野県公安委員会告示第10号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成20年5月29日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

指 定 を 受 け た 者			特 定 講 習 を 行 う 事 務 所		変 更 事 項		変 更 年 月 日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	太 田 芳 明	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1	太 田 芳 明	小 林 正 造	平成20年4月25日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	太 田 芳 明	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	太 田 芳 明	小 林 正 造	平成20年4月25日

東北信運転免許センター

長野県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成20年5月29日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	太田 芳 明	アルピコ自動車学校中央	塩尻市大字広丘吉田352番地1	太田 芳 明	小林 正 造	平成20年4月25日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	太田 芳 明	アルピコ自動車学校松本	松本市筑摩4丁目6番1号	太田 芳 明	小林 正 造	平成20年4月25日
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	太田 芳 明	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	太田 芳 明	小林 正 造	平成20年4月25日

東北信運転免許センター

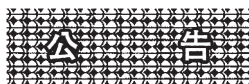
長野県公安委員会告示第12号

昭和62年長野県公安委員会告示第22号（道路交通法に基づく指定車両移動保管機関の指定に関する告示）は、平成20年5月31日限り、廃止します。

平成20年5月29日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

交通指導課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成20年5月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人天空観
- 代表者の氏名
井 口 彰
- 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高北穂高506番地
- 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して訪問入浴サービス及び小規模多機能型居宅介護等を中心とした事業を行い、地域の少子高齢化に

対する利便性を配慮し、また家族の負担軽減をし且つ利用者の健康増進と社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年5月29日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成20年5月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人屋川まちおこしの会
- 代表者の氏名
小 島 友 一
- 主たる事務所の所在地
下高井郡山ノ内町大字平穂2843番地3
- 定款に記載された目的